

[自律・尊重・創造] 令和7年度よりよい三中をめざして

生活の基本的なきまり

現在の勝田三中は、とても落ち着いています。これはみんなが、生活の基本である『ルール』や『きまり』を守ることができているからです。今年度も三中の『ルール』や『きまり』について、みんなで確認し、規範意識をもって、さらに素晴らしい三中にしていきましょう。

(I) 生活の基本的な決まり

- | | | |
|-------|------------|---------------|
| ①あいさつ | ②黙働清掃、黙動移動 | ③ノーチャイム、2分前着席 |
|-------|------------|---------------|

望ましい生徒…良識があり、自分自身できちんと判断が出来る。

(1)進んで挨拶ができる	(2)夢や目標をもつことができる	(3)人を思いやり、協力し合える	(4)学校を休まず、協力し合える	(5)善悪の判断ができる
--------------	------------------	------------------	------------------	--------------

実現するために気持ちよい生活をめざして

よりよい三中をめざして

生活の基本的なきまり

①服装（良識があり、清潔感を与える中学生らしい服装）

- ・登下校時は、制服を着用する。（雨天時や放課後の部活動練習後はジャージで登下校してもよい）
- ・最初に着替えたたら、それで1日を過ごすこと可。4時間目まで制服の授業であれば昼休みに着替える。

改定1→朝の会終了後または2校時終了後の休み時間までに着替える

- ・名札を付ける。（名札は教室で保管）
- ・運動（体育や部活動など）以外の作業等の場合、ポロシャツの上にジャージを着てもよい。
- ・防寒着類は、制服の下にセーター、ベスト、トレーナーをポロシャツの上に着る。（無地の黒・紺・グレー、制服から出ないもの、ジャージは不可）

改定2→白を追加する

- ・身だしなみを常に整え、着崩さない。
- ・放課後や休日に学校に来るときは、制服またはジャージを着用する。（私服では来ない）
- ・ウインドブレーカーの着用は、原則室内ではしないようにする。登下校時の着用の目安は、衣替えとする。

改定3→ウインドブレーカーは、防寒のためであるから制服やジャージの上から着用する。室内で着用してもかまわない。登下校時の着用の目安は、原則11月～4月ぐらいとする。

- ・本人または家庭より申請のあった場合、女子のスラックス（黒）を認める。その場合は、黒でブレザー等を着用する。また、男子でもスカートを認める。その場合は原則女子の制服とする。
- ・月、木もジャージ下校可（3年生も）
- ・日差しが強い日などは、アームカバー着用を可とする。色やデザインについては、学校に適したものであるかを考える。登下校時、体育の時間も可とする。

改定4→（追記事項）ジャージのファスナーの壊れやネーム等が剥がれている時には速やかに直す

② 頭髪など

- ・髪を染めたり、脱色したりしない。（長期休業中も禁止）
- ・整髪料などは使わない。
- ・学習や生活の妨げになるような髪型にしない。時と場にふさわしいかどうか自分たち自身で判断できるようにしていく。
- ・パッキンピンやアメピンなどは、形がシンプルで華美でないものであれば着用可とする。

③ 靴・靴下・下着

- ・靴の色は白がベースであれば可とする。ただし、運動に適したものであること。
(靴底は平らでなく、凹凸があるものを使用)
- ・雨天時の長靴登校を可とする。色などの指定はしない。学校に適したものであるかは考える。
- ・靴下の色は白・黒・紺・グレーとする。（ワンポイントは可、くるぶしソックスは禁止）

改定5→ワンポイントとは、ロゴやマーク、ラインなどを含む。また、くるぶしソックスでないものが望ましい。

- ・アンダーシャツは無地とし、華美でない色とする。襟のないシャツを着る。（ハイネックは禁止）

④ 携行品

- ・携帯電話、飲食物、マンガ、ゲーム機など学校に必要ではない物を持って来ない。持ってきた場合（原則：学校預かり⇒保護者へ連絡・返却）休日の部活動も同様とする。
- ・リュックは、学校指定のものを使用する。スクールバッグの購入は自由とする。但し、リュックに入りきらない物（学用品、着替え、シューズなど）、自分で袋やバックを用意する。

改定6→スクールリュックは、学校推奨品またはそれに相当する市販のリュックタイプのものとする。

- ・リュック以外の荷物は、原則荷台にゴム紐でくくりつける。

⑤ 自転車通学について

- ・ノーヘル、並走、二人乗り、傘差し運転などの触法行為の禁止、サドルの高さの適正化（罰則については注意、警告、停止一週間、年度内停止などの処置となる）
- ・注意が度重なる場合（許可申請の取り消し・停止など）
- ・カゴに、カッパやシューズケースなどを入れる場合は、必ずカゴ用ネットを使用する。重いものは入れない。
- ・自転車用ヘルメットは、各家庭で購入し登下校時は必ず着用する。また、法律の着用努力義務により登下校以外でも安全面の観点により着用することが望ましい。
- ・横断歩道は自転車を降りてから左右安全確認をして渡る。
- ・カッパについては、なるべく白やアイボリーなどの淡い色系統（透明も含む）、反射材がついている物が望ましい。ついていないときは、腕やリュックに反射材をつける（購入は自由である）

⑥ その他

- ・時間に余裕をもって登校する。8：00ぐらいに入室、そして、片付けをして着席を8：05までにできるとよい（8：05登校完了）8：05のチャイム時に入室できないときは、遅刻になる。8：05から読書が始まるので注意する。
- ・朝の昇降口解錠時間は7：50とする。
- ・制汗スプレー剤は原則禁止とする。制汗シートは無香料のものとする。
- ・ピアスなど装飾品、香水、マニキュア、化粧等は禁止する。
- ・リュックやスクールバッグ等に付ける場合のキーホルダーは1つとする。（自分のリュック・バックを見分けるため）キーホルダーは大きなものは避ける。（10cm程度）
- ・携帯電話は原則持ち込まない。
- ・校則に載っていない細かな点は、常識の範囲で行動し、分からないう�あれば、先生に確認する
- ・日焼け止め、ハンドクリームは、無香料とする。

改定7→(追記事項) 制汗シート、日焼け止め、ハンドクリーム等は休み時間に使用する。

改定8→(追記事項) 髪の毛を整えるのは、時と場所をわきまえる。

- ・移動教室の際は、整列して黙って移動する。廊下は、学年間をまたいで最短距離を通ってよい。しかし、通常（休み時間等）は他学年のへの出入りはしない。
- ・荷物の持ち帰りについては、全教科学校に置いていいよ。自分が家庭で学習するのに必要なものを持ち帰る。しかし、必ず帰る前に荷物の整理整頓（ロッカーや机の中）を行う。但し、長期休業前は全部持ち帰る。休業明けにまた学校に持ってくる。
- ・8：05～8：15は読書タイムとし、静かに読書に取り組み、話をしたり、出歩いたりしない。8：15～朝の会とする

改定9→(追記事項) 授業中、筆箱等のペンケースは必要なものだけ出して、しまっておく。

改定10→(追記事項) 休み時間のタブレット及び電子黒板の使用は、学習に関係のあるのみとする。

(2) 中学校生活1日の流れ

生徒の活動	詳細	備考
登校（7：50～8：05）・朝読書（8：05～8：15）朝の会（8：15～）		
○日直は朝の会の司会をする。 ・あいさつ、運営はきちんと、はきはきと ○8：20までは教室を出ない。	◎8：05生徒入室完了 ◎8：05に入室できないときは遅刻とする。 ◎8：05～速やかに荷物を片付け読書に入る。 ◎荷物の片付け ◎8：15から朝の会を開始する ・健康観察 ・担任の話 ・その日の予定確認 ◎8：25朝の会終了 ・1校時目の準備 ○朝の会終了後保健委員は健康観察板を保健室に届け、保健室前のホワイトボードに欠席人数を記入する。	
1校時～授業 8：30～		
○授業開始・終了のあいさつを元気よくする。お願いします・ありがとうございます。 ○筆入れは机の上に置かない。 ○学級委員は、保健室等に行っている生徒を教科担当へ報告する。 ○黒板をきれいに消す。黒板消しをきれいにしておく。	○休み時間に次時の準備を行い、開始時間2分前に着席する。 ○教室にいない生徒を確認する。 ○授業に入る前に、入室や着席の声かけを学級委員をはじめとして、みんなで声を掛け合う。 ○チョークは必要数のみ出しておく。	
帰りの会 12：00～12：15		
○日直は帰りの会の司会をする。 ○連絡事項を背面黒板に記入する。 ○教科係は教科連絡を確実に行う。 ○生活ノートに明日の予定を記入する。	○係は、教科ごとの連絡をきちんと行う。 ○背面黒板には、準備物と次時の学習内容をきちんと記入する。 ○終了時刻は12：15、その後素早く給食の準備をする。	
給食 12：15～		
○各自給食のグループに机を移動する。 ※グループの作り方は、学年等で統一する。	○給食当番活動をしっかりさせる。 ○12：22までに着席完了する。 ○12：30までには「いただきます」ができるようになる。 ・ゆっくり楽しく食べられるようにする。 ○12：55片づけ、歯磨きを開始する。	
昼休み 13：00～13：15		
○開始時間を守る。 ○清掃開始の放送から終了の放送までは黙働で行う。 ○チョークの補充等を行う。	○清掃分担場所で役割分担に従い、隅々まで行う。 ○後片付けを含めて13：15まで行い、速やかに教室に戻る。	
清掃 13：20～13：35		
○教室の整理整頓 ○他学年のフロアには行かない。	○他学年のフロアに行く生徒がいないよう各学年で巡回を行う。 ○外遊びをする場合は、時間までに必ず教室に戻る。	
13：40～5校時 14：35～6校時 部活動～下校		
○月・木曜日は部活動を行わない。 ○火・水・金曜日に部活動を行う。	○月曜日（完全下校 15：00）と木曜日（完全下校 15：35）及び部活動がない日は、完全下校時刻を厳守する。 ○部活動のある火曜日、水曜日、金曜日の完全下校時刻は16：45 ○終了時刻をきちんと守る。完全下校時刻までに門をでる。	

(3) 充実した部活動をめざして

勝田第三中学校部活動担当

入部にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「部活動紹介」・「活動状況」を参考にして入部を決め、「入部届」を学級担任へ提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「仮入部」期間を経て、「正式入部」となる。 		
活動にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ○ 顧問の先生、部長の指示に従って活動する。 ○ 無断欠席や自分勝手な行動はしない。 (欠席する場合は、必ず、顧問の先生に連絡する。) ○ 活動上の問題・悩みについては、顧問の先生や学級担任の先生に相談する。 ○ 活動の準備は機敏に行い、練習は、短時間で能率的に行うように全員が協力する。 ○ 活動後は用具の片付け・整理整頓を機敏に行い、部長・副部長は、その状況を必ず点検する。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練習終了後、15分以内に下校を完了する。(校門を出る。) 守れない場合は、部活動時間を短縮する場合がある。 ○ 対外試合においては、言動に注意し、三中生としての品位をけがすことのないように心掛ける。 ○ 部長・副部長は、公正な判断をもって部をまとめ、適時その状況を顧問に報告する。 ○ 部活動は、3年継続が望ましい。しかし、何らかの事情により退部を希望する場合は、その理由をはっきり顧問に申し出て許可を受ける。 ○ 長期休業中(夏休み、冬休み、春休み)の練習日(土日を除く)には、顧問が確認する。 ○ 原則として、土曜日又は日曜日の1日、中間テスト・期末テスト2日前は、練習は不可とする。ただし、「準公式大会」、「公式大会」のある週はこの限りではない。 		
完全下校時刻	16:45 完全下校		
部活動一覧	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 野球 2 サッカー 3 バスケットボール男子 4 バスケットボール女子 5 バレーボール男子 6 バレーボール女子 7 陸上(募集停止)</td><td style="width: 50%;">8 ソフトボール 9 ソフトテニス(男子・女子) 10 卓球(男子・女子) 11 美術 12 吹奏楽</td></tr> </table>	1 野球 2 サッカー 3 バスケットボール男子 4 バスケットボール女子 5 バレーボール男子 6 バレーボール女子 7 陸上(募集停止)	8 ソフトボール 9 ソフトテニス(男子・女子) 10 卓球(男子・女子) 11 美術 12 吹奏楽
1 野球 2 サッカー 3 バスケットボール男子 4 バスケットボール女子 5 バレーボール男子 6 バレーボール女子 7 陸上(募集停止)	8 ソフトボール 9 ソフトテニス(男子・女子) 10 卓球(男子・女子) 11 美術 12 吹奏楽		

(4) 自転車通学罰則規定

安全教育担当

1 自転車通学罰則規定について

- 交通規定違反及び本校自転車通学規則を守らない場合は、注意、警告、停止、取り消し、の4段階で指導しております。

※ 具体的には交通規定違反、ヘルメットをかぶっていない、あごひもを正しくかけていない、前かごに物を入れたときはかご用ネットを用いていない、ゴムひもをしていない、荷台にひもで荷物が縛られていない、並進走行している、自転車の整備不良などが挙げられます。

※ ただし、悪質な違反があった場合は、段階を問わず、取り消しや停止になる場合もあります。

2 指導の流れについて

- ① 交通規定及び本校の自転車通学規則を守らない場合には、本人に注意を行い、ご家庭に連絡します。
- ② 一度注意を受けた生徒が再び規則を守らない場合には、警告となります。
- ③ 警告を受けた生徒が、再び規則を守らない場合には、自転車通学停止一週間となります。
- ④ その後停止を受けた生徒が、再び規則を守らない場合には、年度内の自転車通学の取り消しとなります。（詳しくは下記の図を参照にして下さい。）なお、取り消しを受けた生徒は、新年度に再度許可申請を行うことで自転車での通学が認められることとなります。



	前年度取り消しなしの生徒の場合 (全学年が該当します)	初年度取り消しの生徒の場合 (2・3年生が該当します)	2年続けて取り消しの生徒の場合 (3年生が該当します)
段階 1	注意 (電話連絡)	停止 (一週間停止)	取り消し (年度内取り消し)
段階 2	警告 (文書で通告)	取り消し (年度内取り消し)	
段階 3	停止 (一週間停止)		
段階 4	取り消し (年度内取り消し)		